

危機管理マニュアル

目 次

I	学校における危機管理	1
II	危機の分類（被害の対象と原因による分類）	3
III	緊急対応フローチャート	4
IV	緊急時連絡体制	5
V	災害時の心得	6
VI	個別対応	
A	火災	7
B	地震	8
	（東海地震警戒宣言発令時の対応）	11
C	風水害	13
D	落雷	15
E	授業中の事故	17
F	部活動中の事故	18
G	不審者	19
H	クマの出没について	22
I	感染症	25
J	てんかん	27
K	熱中症予防	28
L	海外渡航、留学中の事故	31
M	光化学オキシダント注意報発令時	33
N	北朝鮮ミサイル発射への対応	33
O	行方不明者や自死事案等	34
P	虐待（含むネグレクト〈養育放棄〉）	38
Q	自傷行為	41
R	外部からの問い合わせ、不当要求	42
S	情報セキュリティ	53
T	職員による非違行為	56
U	多様なニーズに対応した学び	57
	〈参考〉 緊急時の対応例（見落としを防ぐための備忘録）	66
	〈参考〉 事故対応チェックリスト	67

長野県茅野高等学校

仮にこの活断層による地震が発生した場合、震度は震度6強と予測されているが、震度6強とは立っていることができず、這わないと動くことができない状態となる。

- 地震以外の自然災害については、本校は茅野市運動公園の南の丘陵上に位置しているため、土石流や急傾斜の警戒区域や地すべりが発生する場所としては予想されていない（図3）。しかしながら、茅野駅や茅野市街から登校する生徒や職員の通学、通勤経路には特別警戒区域が含まれており、さらに茅野市は八ヶ岳から流れる河川、沢によって浸食された谷筋が多く、移動する場合には橋を渡ることが多い（茅野市内の河川数は65、橋梁数は504）。さらに隣接する茅野市運動公園は市指定の避難地であるが、河川の氾濫による浸水が予想されており、台風や大雨等が発生した場合には、通学、通勤に影響があるだけでなく、危険が伴うものと想定される。

図3

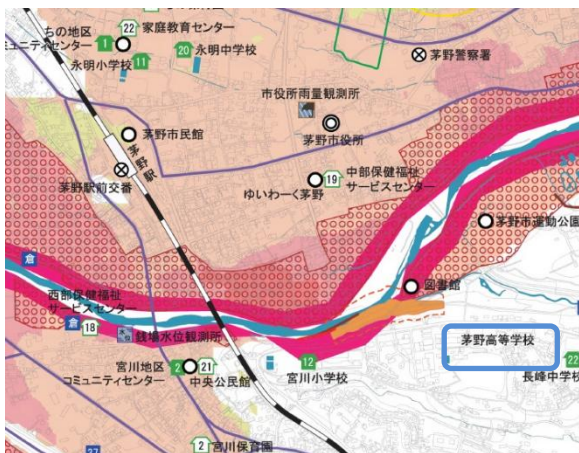
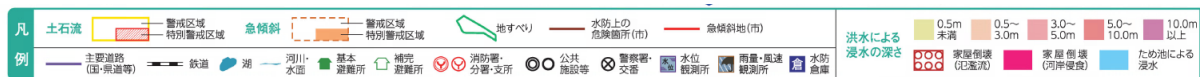


図4



- 本校は、市指定の基本避難所ではない。近隣で指定されている施設は、約500m東側にある長峰中学校と約650m西側にある宮川小学校である（図3、図4）。
- 自然災害等によって、本校の生徒や職員が帰宅困難になった場合、本校では帰宅困難者に対する備えとして、100人×3食（1日間分）の非常食、飲料水（500ml×312本）、保温用シート（55）、非常用トイレ（275）と汚物入れ（18）を同窓会館に備蓄している（現時点）。しかしながら、非常用電話、発電機、冷暖房機器、ガス設備、屋外トイレ、毛布等については、いずれの機関からも提供されていないことから、校内の電気や水道がストップし、帰宅できない日が複数日にわたるような場合は機能を果たすことはできない状況にある。

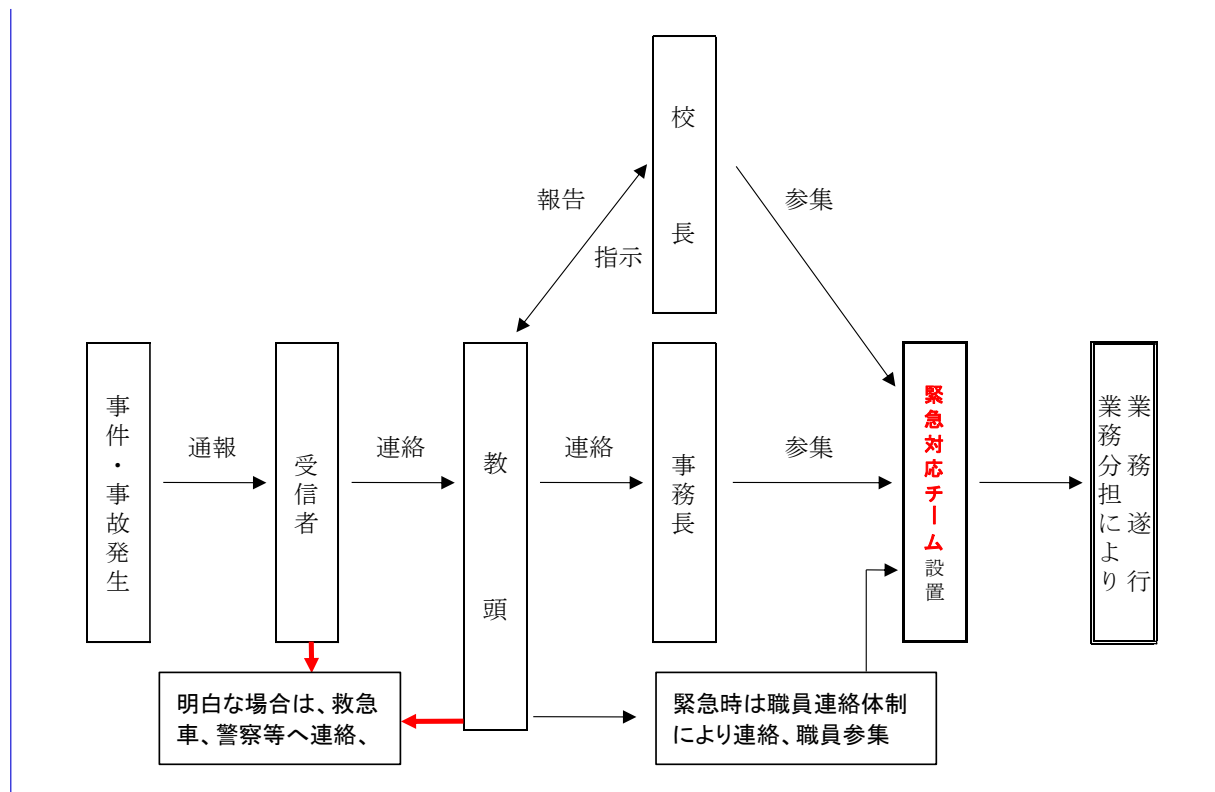
4 この危機管理マニュアルの取り扱いについて

- この危機管理マニュアルは、組織的、総合的に機能するために見直しを行う。見直しを行う時期は、定期的には校務の反省を行う職員会議とその原案作成時、及び4月年度当初の職員会議とその原案作成時とし、その他、学校評議員会やPTA総会、生徒総会等で出された意見を参考に、必要に応じて適宜見直すことができるものとする。

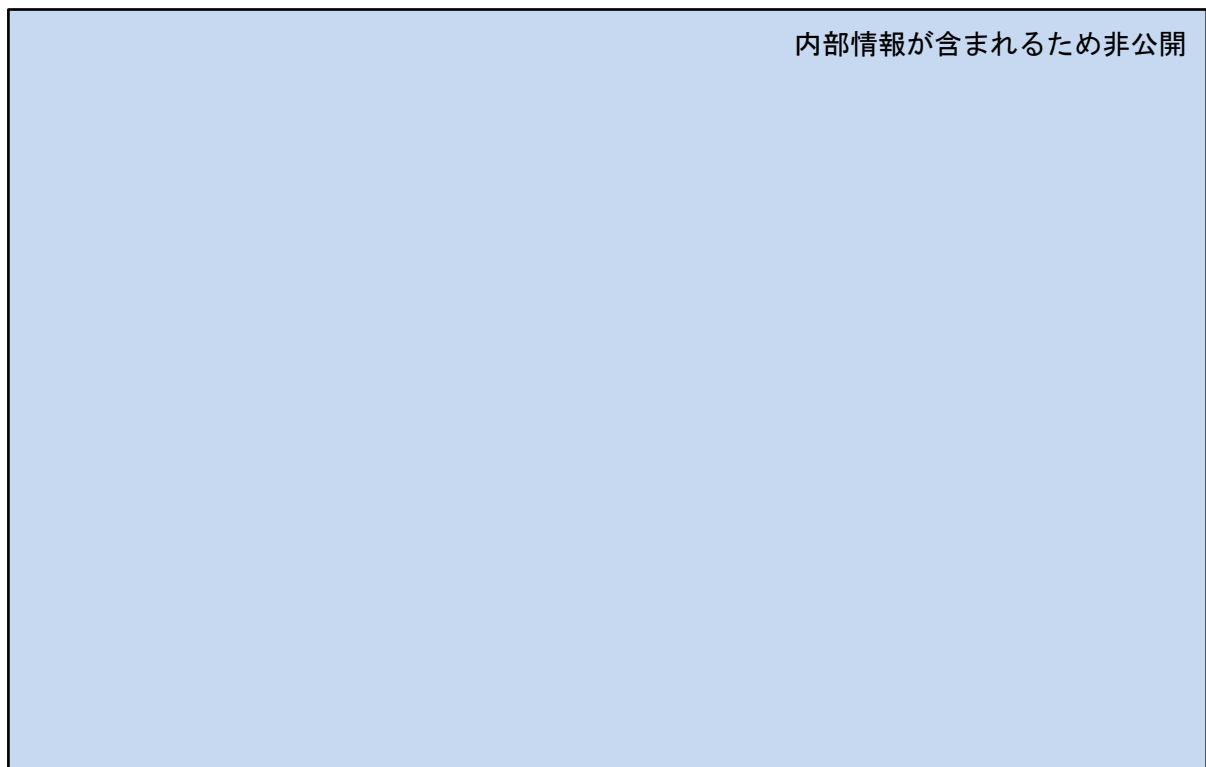
II 危機の分類（被害の対象と原因による分類）

	分 類	内 容	
1	学習活動等	学習活動	運動時、実習・実験、校外活動中の事故
		特別活動	修学旅行、現場学習等での事故
		部活動	部活動、練習試合、大会の事故
		その他の活動	学校施設利用中の事故
2	登下校等	交通事故	死傷事故等
		不審者等	不審者の校内侵入、声かけ、わいせつ行為等、クマの出没
3	健 康	感染症	新型インフルエンザ、感染性胃腸炎等の集団感染 新型コロナウイルス感染症 等
		アレルギー	食物アレルギーによるアナフィラキシー等
		食中毒	行事等による集団食中毒、異物混入等
4	問題行動等	非行、犯罪等	万引、暴力、器物破損、性犯罪、喫煙、飲酒、薬物乱用、深夜徘徊等
		いじめ	いじめに起因する傷害・自殺、ネット上の誹謗中傷 *いじめ防止基本方針（いじめ対応マニュアル）
5	災 害	火災・自然災害	火事、地震、風水(雪)害、原子力災害、等
6	施設設備	施設設備	施設の保守管理、修繕の不備、誤使用等に起因する人身事故
7	教職員	不祥事	教職員の不祥事（わいせつな行為、体罰、飲酒運転、暴力行為、各種ハラスメント等）、一般服務違反、公務外非行等
		健康管理	心身の不調による業務への影響
		事故等	交通事故、交通違反
8	教育計画	教育課程	未履修の発生、教材等の不適切な使用
9	財 務	契約事務	発注・契約・支出内容の不備等。
		会計処理	不適正な公金支出、私費会計の不適切な処理、執行
		財産管理	使用許可の不備、公金の遺失、戸締り、防火管理の不備等
10	情 報	個人情報	個人情報の漏洩、盗難不適切な使用、USB 管理等の県立学校情報セキュリティポリシー違反
		情報システム	システムダウン、ウイルス感染、システムエラー
11	業務執行	保護者対応	保護者への不適切な対応による係争化、信用の喪失
		業務妨害等	不当要求、過剰なクレーム、カスタマーハラスメント
		広報・報道	報道機関に対する不適切な対応による信用失墜行為
12	その他	自死、行方不明	生徒や職員、保護者に関する死亡、行方不明等

Ⅲ 緊急対応のフローチャート（概念図）



・ 緊急対応チーム設置後の情報の流れ（概念図）



IV 緊急時連絡体制

内部情報が
含まれるため非公開

V 災害時の心得

1 緊急時

- (1) 人命の保護や危険の回避を最優先とする。
(消火活動や物品の搬出等は、人命が保護され、危険が回避された場合に対応する。
人身の安全が優先されるため、生徒による消火活動や物品搬出は慎重に判断する)
- (2) 避難時は、教室掲示の避難経路に基づき、職員や係の指示に従って、生徒が混乱のないように留意する（避難時の授業担当者は、避難から漏れる生徒を防ぐため、毎時生徒の出欠席を確認する。出張時等不在時は自習監督者が必ず代替する）。
避難に先立って、教室の窓や扉を閉める。避難後は担当の職員へ生徒数を報告する（不明な生徒が出ないようにする）。
- (3) 生徒の安全が確認された後、災害を最小限で阻止するために、初期対応にあたる。
(火災において消火器等による初期消火が可能な場合は、ためらわずに行う)
- (4) 災害対応に際しては救急隊員や消防署員の指示に従い、初期対応の妨げにならないように注意する。
- (5) 夜間及び休業中の災害（火災や地震による施設倒壊）の場合
ア 発見者は速やかに消防と教頭→校長に連絡する。校長は事務長へ連絡する。

個人情報、内部情報が
含まれるため非公開

- イ 教頭又は校長は、一斉メール送信システム等を活用して職員に連絡する。
職員は（災害の状況によるが）県職員として直ちに登校し、対応にあたる。
- ウ 搬出に当たっては、「非常持ち出し」表示の物から先に持ち出す。
- エ 学校長は、必要に応じて「緊急対応チーム」を設置し対応する。

2 平常時

- (1) 平常時は、施設管理、防火施設の整理・整頓に努める。生徒に対しては「防災ベル」は、緊急時以外は絶対手を触れないことを指導しておく。
- (2) 自然災害の発生に備え、職員や生徒等の役割を定めた自衛消防隊の編成表や防火管理系統図、搬出班分担表や避難経路等を含んだ「災害予防計画」作成し、年度当初に職員で確認する。
- (3) HRにおいては、日頃から災害時の防衛・避難方法等について話し合い、「自衛消防隊編成表」による各自の係や任務を確認しておく。
- (4) 教室に、「災害予防計画書」と「避難経路図」を掲示しておく。
- (5) 火災予防のため、冬期のストーブ使用については、採暖時期に「使用心得」を作り、徹底を図る。
- (6) 火災予防のため、冬期ストーブ当番は、巡視の際に火気に留意し、日誌にその旨を記入する。

VI 個別対応

A 火災

1 予防指導

- (1) 「防災の日」、防災週間などの機会等に予防指導を行い、その重要性を周知する。
- (2) 毎年、避難訓練（防災訓練）を実施し、避難経路・消火方法など災害発生時の事前指導をする。避難経路を表示した掲示物を掲示する。
- (3) 警戒体制
 - ①火気責任者は責任場所の巡視・点検をする。
 - ②消火設備の点検、整備の充実をはかる。
- (4) 火気使用規定
 - ①定められた場所以外で火気を使用しない。
 - ②特別に使用するときは事前に許可を受ける（ストーブの使用規定は別に定める）。

2 火災発生時の処理と生徒への指導（詳細及び役割分担等は、当該年度の「災害予防計画」を参照）

(1) 生徒在校時の火災の場合

a. 火災の発生を職員が発見した場合

- ①発見者発見者は周囲の職員、研究室等に火事であることを知らせ（「**〇〇が火事だ**」）、すみやかに教頭（教務室）に連絡する。可能なら初期消火をおこなう。
- ②教頭は火災の状況を把握し、119番へ通報するとともに、校内放送を行う。
パニックによる混乱を避けるため、冷静な口調を心がける。

例) 「ただいま、燃料倉庫付近から火災が発生しました。
出火している燃料倉庫付近を避けて、グラウンドへ避難してください。」
「教科担任の先生方は、欠席生徒を確認し、生徒を誘導してください。」

- ③教務係と事務室、校長室は互いに連携し、火災状況を把握、本部設置の準備をする。

b. 火災報知器が鳴った場合（火災報知器は事務室にある）

- ①事務室にて火災発生場所を確認し、教頭（教務室）→校長に知らせる。
- ②教頭は、火災の状況を把握し、119番への通報、避難を指示する校内放送を行う。
- ③教務係は、火災の状況を把握し、避難等のための本部設置の準備をする。
- ④事務室は、校長又は教頭の指示によって、必要な連絡をする。

消防 119	警察 110
茅野消防署 0266-72-0119	茅野警察署 0266-82-0110
茅野市役所（防災課）0266-72-2101（内線182・183）	

B 地震

1 基本的対応

冒頭でふれたように、本校の700m西側に活断層が通っている。今後30年以内の地震発生確率は最大40%、震度6強と予測されており、万一に備えた対応が求められる。

安全確保が最優先であり、避難指示があった場合は、避難場所であるグラウンドに避難する。

2 大規模地震等が発生した場合

- ・別添で「**大規模地震等災害発生時の緊急対応マニュアル**」を掲載する。生徒自身が安全を確保するために年度の初めに周知する。
- ・生徒の在校中においては、授業担当者任は避難から漏れる生徒を防ぐため、毎時生徒の出欠席をとる。出張等で不在の時は自習監督者が必ず代替する。
- ・生徒の在校中においては、授業担当者は「**大規模地震等災害発生時の緊急対応マニュアル**」には掲載されていない以下の点について留意する。
 - ①体育館では落下物（照明機器、天井、ガラス）に注意し、着衣等で頭部を覆う。
 - ②実験や実習等の場合は、消火、出火防止措置等の生徒の安全を確保する。
 - ③地震の影響でドア・戸がゆがむため脱出口を速やかに確保し、避難経路を指示する。
 - ④避難者名、けが等の状況把握をする（教務係等からの指示が出るまでそのまま待機）。
 - ⑤救出の必要な者は速やかに対処する（けが人対応について保健室と連絡をとる）。
 - ⑥クラス担任にけが人を連絡する。
 - ⑦放送で指示（必要によっては臨時職員会） → 生徒への指示
 - ア 地震状況概略報告（地区別、公共輸送機関情報、天気予報、校舎被害状況）
 - イ 当日のこれからの指示（日程変更や帰宅方法や家庭への連絡について）
 - ウ 今後の教育活動の予定（予測される影響から翌日以降の登校、諸活動の見直し）

3 地震防災本部（緊急対応チーム）の設置について

- ・大規模地震が発生した場合、また「東海地震警戒宣言」が発令された場合は、地震防災本部の設置が必要になる（別紙 【東海地震警戒宣言発令時の対応】）。

地震防災本部の組織は、本校の「緊急対応チーム」に準じたものとする。

- ・構成員：【校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事】←緊急対応チーム
防災担当者、体育科主任

内部情報が含まれるため非公開

4 災害が沈静化した後

- ・災害が沈静化した後、「大規模地震等災害発生時の緊急対応マニュアル」中の「4 連絡方法」等については以下の調査、検討を行う。
 - ①校舎被害状況調査（事務長及び警備係） 必要に応じて生徒の「立入禁止」等の表示
校舎外壁・内壁、各教室・研究室、各教科特別教室、視聴覚室、プール、薬品庫、図書館、印刷室、校用技師室、同窓会館（非常食、飲料水、簡易トイレ等を保管）等
 - ②今後の日程、生徒帰宅方法の検討（教務係）
 - ③職員住宅被害調査（事務長）
 - ④校舎被害箇所について業者点検依頼（事務長）

大規模地震等災害発生時の緊急対応マニュアル

**【行動基準】 — 「落ちてこない」「倒れてこない」場所に避難 —
頭部を保護し、最も近くの安全な場所に身を置き、地震活動が収まるのを待つ**

1 在校中

- ① 非常緊急放送がはいるまで、安全な場所に身を寄せ待機するのを原則とする。
 - ・教室 机の下に入る。
 - ・廊下 壁や丈夫な柱の近くに身を寄せる。
 - ・体育館 中央に集合、体を低くする。(建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添うほうが良い場合もある。)
 - ・校庭 校舎等建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れ中央に集合、体を低くする。
- ② 授業中、部活動中は授業担当や顧問等、教職員の指示に従う。
- ③ 落下物(天井・壁・蛍光灯)、倒壊物(ロッカー、書棚等)、窓ガラス等の破損に注意する。
- ④ ストーブ等の火災に注意する。

2 登下校時

- ① 頭部を保護し、身を低くする。
- ② 車道に出ない。
- ③ 建物・ブロック塀・窓ガラスから離れる。
- ④ 場合によっては火災、地割れ等に注意し行動する。
- ⑤ ゆれがおさまり、安全だと判断できたら、学校か自宅、または公民館等の避難所など、いずれか最も近い安全な場所に避難する。
- ⑥ 学校の指示があるまで、また安全に登下校できないと判断される場合、自宅や避難場所に待機する。

3 休日・夜間等

- ① クラブ活動等で学校にいる場合、顧問等在校中の教職員の指示に従い行動する。帰宅方法等安全が確認されるまでは学校で待機する。
- ② 家庭にいる場合は、学校の指示があるまで、また安全に登校ができないと判断される場合、自宅に待機する。

4 連絡方法

- ① クラス緊急連絡網、オクレンジャー(一斉メール配信システム)、学校ホームページ、災害伝言ダイヤル(171)等を利用し、所在連絡と安否連絡を行う。
- ② すべての連絡手段が、メール・電話・Webの混雑及び停電などの状況により利用できないことも想定される。家族との連絡方法を確認しておく。

5 災害(地震、大雨、台風、大雪等)による授業日の休校等(始業を遅らせる、短縮授業等)の連絡について

**当日の朝、午前5時30分に判断し、午前6時に学校一斉メール(オクレンジャー)により連絡する。連絡がない場合は通常授業。
ただし、JR等の公共交通機関に遅れが出た場合、授業の遅刻等については配慮する。**

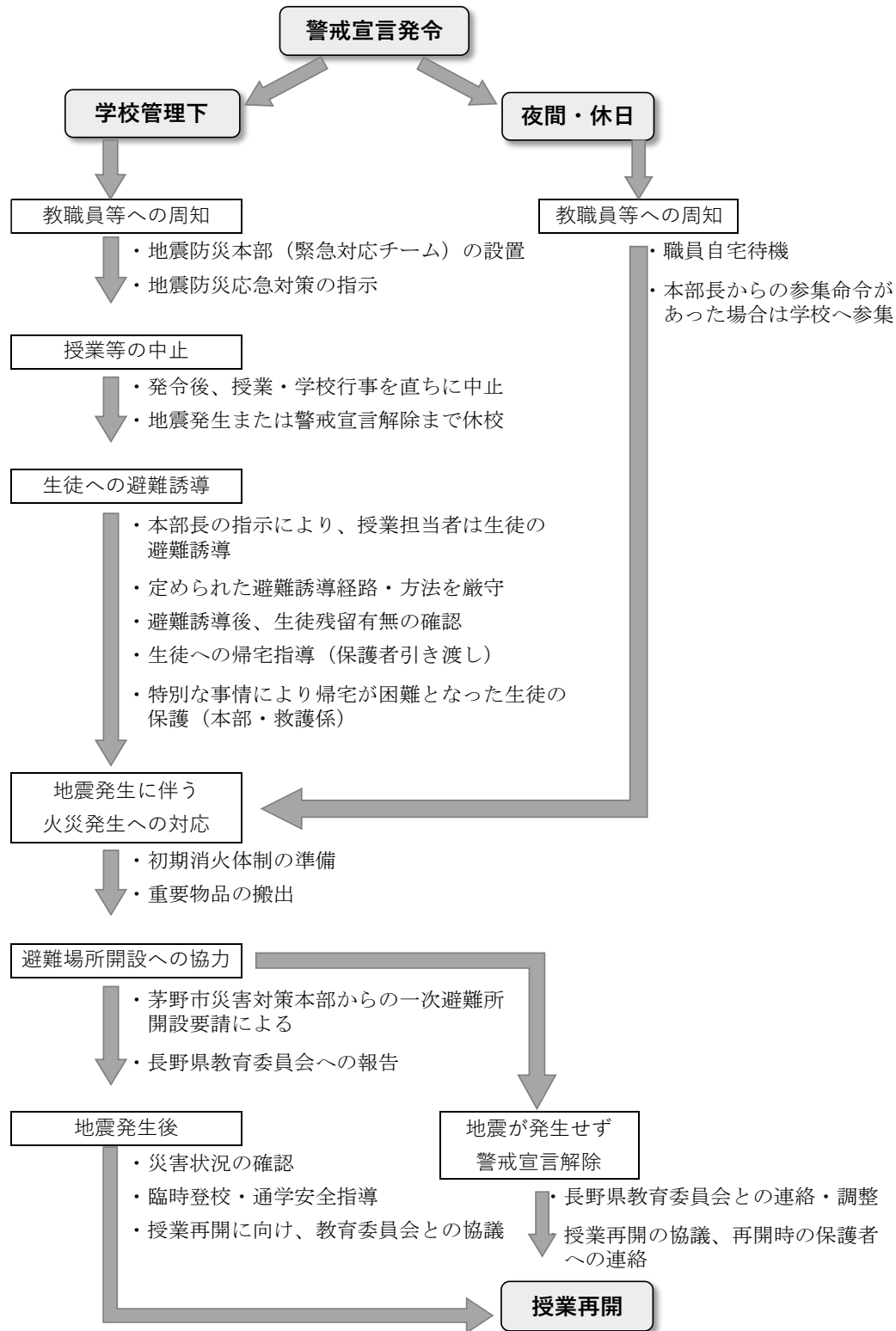
参考：【本校の規定】

「災害等により、JRが午前8時以降も運休する見通しの場合は休校とする。」

〈別表〉

【東海地震警戒宣言発令時の対応】

東海地震警戒宣言とは 大規模地震対策特別措置法に基づくもので、「2～3日以内（または数時間以内）にマグニチュード8程度の東海地震が発生することが予想される」とい警告であり、大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示である。



避難経路図・防火施設配置図

内部情報が含まれるため非公開

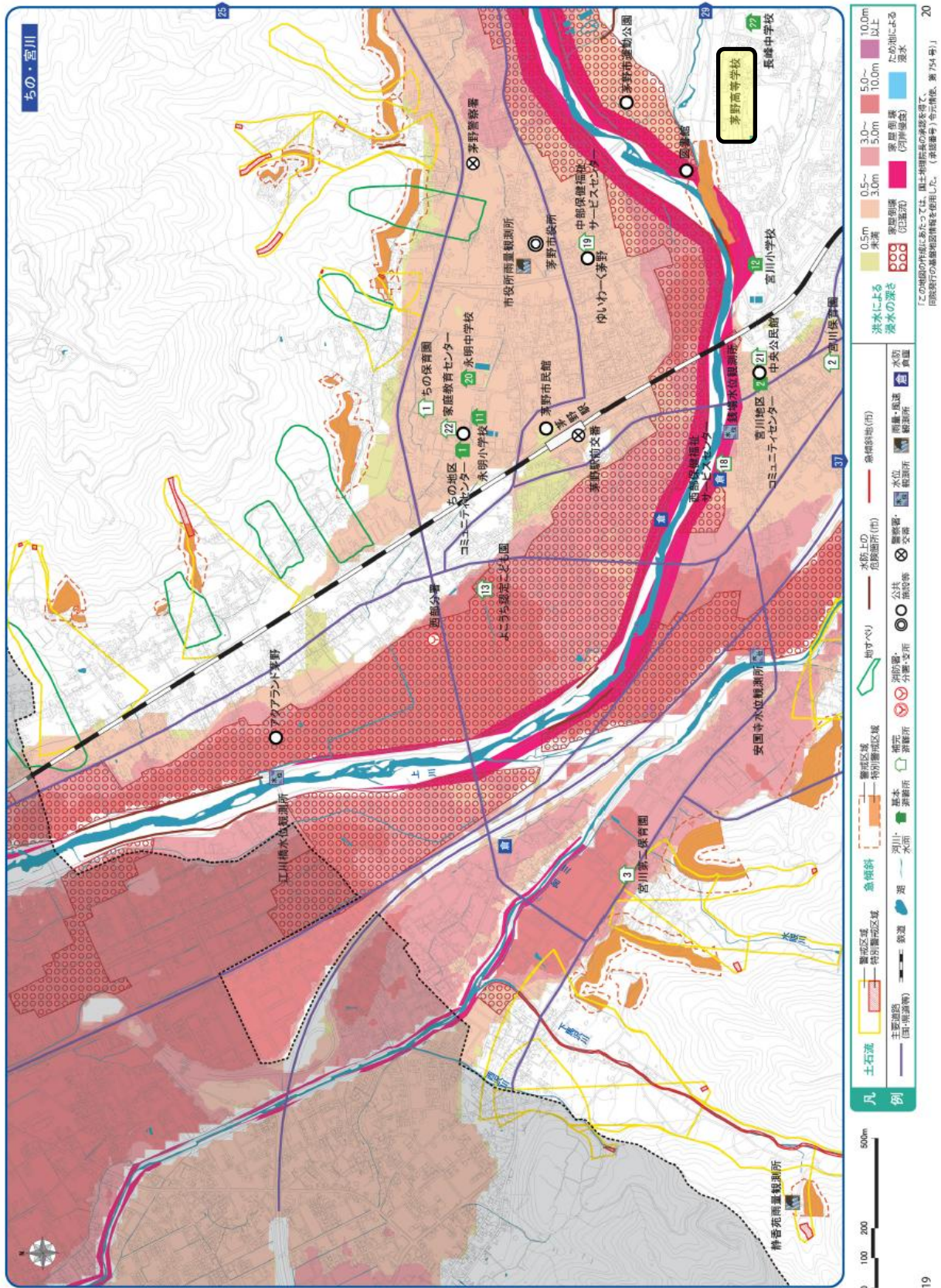
C 風水害

次頁に示したハザードマップのように、本校は茅野市運動公園南の丘陵上に位置しており、茅野駅や茅野市街から登下校する生徒や職員の通学経路は、土石流や急傾斜の特別警戒区域が含まれる。また隣接する茅野市運動公園は茅野市指定の避難地であるが、河川の氾濫による浸水が予想されており、風水害が発生した際には、本校の近隣だけを念頭においても交通路が遮断され、生徒の登下校や保護者による送迎が困難な状況となる。

さらに生徒の自宅の範囲は岡谷市から富士見町と広域となるため、風水害についての事前の情報から速やかな判断が必要となる。

内部情報が含まれるため非公開

〈参考〉茅野高校周辺のハザードマップ（再掲・拡大）



（茅野市ホームページ 「防災ガイドブック」 <https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/bousai/1678.html>）

D 落雷

・授業中や部活動中、屋外における学校行事や登下校時等に落雷が発生する危険性が高まっている。近年の落雷事故の事例には以下のようなものがあり、意識が長期間戻らない例が含まれている。

事故情報が含まれるため非公開

1. 活動前（活動中）→情報の収集・把握

(1) 屋外活動の前の時点で、天気予報の 雷注意報の発表の有無を確認する。

○積乱雲接近（落雷の予兆）

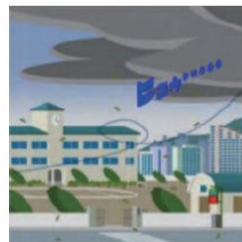
真っ黒い雲が近づいてきた



雷鳴や雷光がある

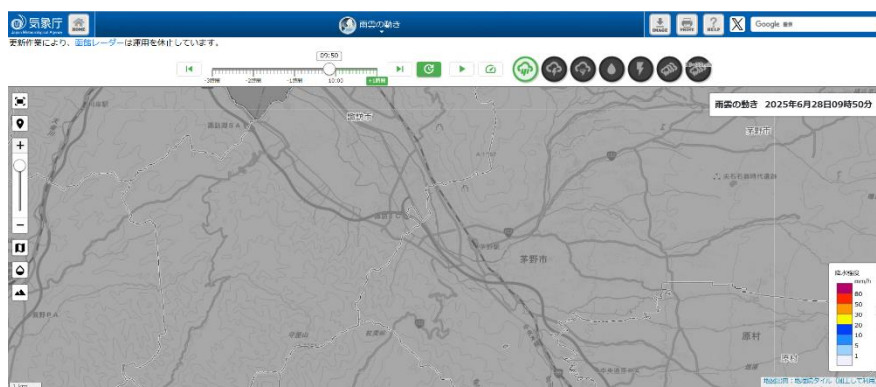


急に冷たい風が吹いてきた



(2) 注意が発表されている時は、屋外活動中も随時、空の様子に注意し、雷ナウキャスト等の気象情報を活用しながら一定時間ごとに確認し、最新の状況把握に努める。

「雷ナウキャスト」とは気象庁のシステムで、雷の激しさや雷の可能性を1 km格子単位で解析し、その1時間後（10分～60分先）までの予測が10分毎に更新して提供される。



ナウキャストHP

(3) 事前に避難の場所と方法を確認し、参加者に周知しておく。

活動を中止した場合の代替案を設定しておく。

2. 活動の停止（中止） →避難

- (1) 天候の急変等の場合には、ためらうことなく1の(3)で講じた計画の変更・中止等の措置を実施する。
- (2) 屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。

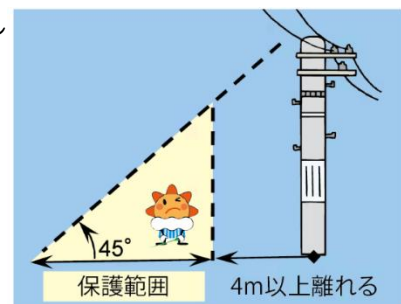
3. 活動の再開 →安全の確認

- (1) 避難の終了及び屋外活動の再開については、雷ナウキャスト等により雷雲等の動き等に関する情報を十分に収集して落雷の危険が去ったと認められる状態になったことを確認したうえで判断する。
 - ・ 雷ナウキャスト及びその他の天気予報アプリ等で上空に雷雲がない。
 - ・ 屋外 活動場所の周辺で30分以上発雷がない。
 - ・ 別の雷雲の発生や接近がない。

○生徒の皆さんへ

登下校中や先生方のいない場面で、雷の音が聞こえたら、次の点を参考にしよう。

- ・ 近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないこと。
- ・ 自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くし、安全な場所に避難すること。
- ・ 鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、電車の内部は比較的安全が確保されやすいこと。
- ・ 木造建築の内部も基本的に安全だが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離ればさらに安全であること。
- ・ 近くに避難する場所がないような場合には、低い場所を探し姿勢を低くし、地面との接地面をできる限り少なくすること。
- ・ 電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところに退避すること。
- ・ 高い木の近くは危険のため、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上離れること。



E 授業中の事故

- ・授業中に事故が発生した場合、以下の対応をとる。概略については、年度毎に作成、掲示される「緊急連絡体制」を参照、活用する。また事故発生時には「事故対応チェックリスト」を活用するなどして、記録とその保存につとめることとする。

事故発見者（又は最も近くにいた職員）等

- ①事故の状況や事故にあった生徒の症状を見て、最寄りの教職員（もしくは生徒）へ応援を要請する。その際に、事故発見者は事故の現場を離れずにケガ人、被災者に寄り添う。急を要する場合はただちに自ら救急車の要請をする、又は周囲の職員や生徒に依頼する。
「〇〇さん、119番で救急車を呼んで！」
周囲に人がいない場合は自ら電話し、スピーカー機能を使って必要な応急手当を実施する（呼吸の有無が不明な場合等、通信指令室から指示を受けることができる）。
- ②応援を要請された最寄りの教職員（もしくは生徒）は保健室や教務室、事務室や職員室（クラス担任）へ連絡する。**「〇〇さん、保健室と教務室の先生を呼んできて！」**
- ③必要であれば、AEDを使用するなどして救急救命を行う。**「〇〇さん、AED持ってきて！」**
- ④救急車による搬送が行われる場合には、付き添い同乗し、医療機関へ向かう。その際に**携帯電話を必ず持参**し、搬送先の医療機関名等を学校ないしは保護者（親族等）と連絡をとる。
- ⑤搬送先の医療機関において保護者（親族等）の到着を待ち、状況を説明する。
- ⑥診断の結果や保護者（親族等）の状況等を教頭へ報告 → 校長へ報告

養護教諭

- ①所属、氏名の確認、ケガや被災の状況を判断し、対応する。→ 教頭へ報告 → 校長へ報告
- ②必要な場合、判断し救急車を要請する。状況に応じて担架による搬送、AEDを使用する。
- ③救急搬送される生徒や職員の「健康診断の記録」を救急車の同乗者に渡す。

正担任（不在の場合は副担任等）

- ①保護者（親族等）ケガや被災の状況についての第一報を連絡する（生徒カード又は保健調査票を使用）。搬送された場合には、搬送先の医療機関を伝え、そちらへ向かうことを依頼する。連絡先と連絡が取れない場合、連絡した日時や回数を記録しておく。
搬送された場合の救急車への同乗は事故発見者であるが、場合によっては正担任が同乗する。
- ②退院後、家庭と連絡を取り合い、容体や生徒の様子、今後の見通し等の状況を確認する。

管理職

- ①事故の状況や生徒の症状等の情報を管理し、必要な指示を出す。
- ②教頭は、絶えず校長と連絡を取り、指示を仰ぐ。校長は必要に応じて県教委と連絡を取る。
- ④場合によっては校長もしくは教頭、または双方は搬送先の医療機関へ急行する。
- ③必要に応じて担当者で会議をもつ。必要に応じて緊急、臨時の職員会等を開く。
- ④全治一か月以上のけが、報道の可能性がある場合等は、事故報告の文書を作成（又は作成を依頼）し、学校長を通じて県教委へ報告する。

F 部活動中の事故

- ・部活動において事故が発生した場合、前頁「D 授業中の事故」に準じた対応をする。

部活動顧問等

- ①事故の状況や事故にあった生徒の症状を見て、最寄りの教職員（もしくは生徒）へ応援を要請する。その際に、事故発見者は事故の現場を離れずにケガ人、被災者に寄り添う。急を要する場合はただちに自ら救急車の要請をする、又は周囲の職員や生徒に依頼する。

「〇〇さん、119番で救急車を呼んで！」

- ②応援を要請された最寄りの教職員（もしくは生徒）は保健室や教務室、事務室や職員室（クラス担任）へ連絡する。**「〇〇さん、保健室と教務室の先生を呼んできて！」**

- ③必要であれば、AEDを使用するなどして救急救命を行う。**「〇〇さん、AED持ってきて！」**

- ④救急車による搬送が行われる場合には、付き添い同乗し、医療機関に向かう。その際に**携帯電話を必ず持参**し、搬送先の医療機関名等を保護者（親族等）と連絡をとりあう。保護者と直ちに連絡が取れない場合でも、連絡した日時や回数を記録しておく。

- ⑤休日等で、他の職員による応援ができない場合には、ケガ人、被災者の救出、対応を最優先し、報告は時機を見て迅速に管理職に対して行う。

- ⑥大会等で、自校を離れている場合には、大会主催者や他校の顧問等に応援を依頼する。

「〇〇さん、本部の先生を呼んできて！」 **「〇〇さん、他校の顧問の先生を呼んできて！」**

特に、顧問が救急車に同乗した場合、負傷や被災した生徒以外の生徒への指示等を依頼する。

- ⑦搬送先の医療機関において保護者の到着を待ち、状況を説明する。

- ⑧診断の結果等、状況を教頭へ報告 → 校長へ報告

養護教諭や正担任（不在の場合は副担任等）

- ・校内で事故があった場合は、前頁「D 授業中の事故」と同様の対応をする。大会等で、自校を離れている部活動で事故が発生した連絡があった場合は、管理職や顧問からの依頼に基づいた対応をする。

管理職

- ①事故の状況や生徒の症状等の情報を管理し、必要な指示を出す。

大会等で事故が発生した場合、高体連主催大会であれば会場長（会場責任者）の校長、または専門委員が事故の現地対応をしている。本校の生徒が事故にあった場合は、会場長又は本校顧問から校長へ連絡がある。校長は事故にあった生徒の保護者への連絡の有無を確認し、必要な指示をする。

自校の生徒の大きな事故については、顧問を通じて、また必要に応じて大会主催者や会場長、該当の専門委員長の見解や情報を得る（とりわけ怪我の程度や搬送先について）。

- ②校長は教頭と連絡を取り対応を協議し、必要に応じて県教委と連絡を取る。

- ③場合によっては校長もしくは教頭は、搬送先の医療機関へ急行する。

- ④必要に応じて緊急、臨時の職員会等を開き、場合によっては「緊急対応チーム」を設置する。

- ⑤事故報告の文書を作成（又は作成を依頼）し、学校長を通じて県教委へ報告する。

G 不審者

令和7年（2025年）、保護者から依頼された複数の人物が教室内に侵入し、教職員を負傷させる事件が東京都内で起きた。また、保護者は本来不審者ではありえないが、虐待や親権に関わって生徒との面会や接触が制限されている場合があるため、保護者も含めて、本校への来校者については、事務室で受付を行い、来校の用件が正当なものである場合に限り、名札（来校者証）着用の上、入校できるものとする。

内部情報が含まれるため非公開

1 不審者か否か判断

内部情報が含まれるため非公開

(1) 校内緊急連絡

内部情報が含まれるため非公開

3 学校周辺での不審者対応

- (1) 情報の信憑性の確認と状況判断。警察と連絡をとり、巡回パトロール等を依頼する。
- (2) 必要に応じて職員会を持つと同時に、職員を学校周辺に配置する。
- (3) 下校時刻が近い場合は、緊急 SHR や放送、一斉メール送信システム等の手段で生徒に注意を徹底する。
- (4) 不審な車については、車体の色、車種、ナンバー等をメモし、生徒指導係に連絡する。生徒指導係は管理職へ連絡し、必要な場合、管理職は警察へ通報する。

110通報

4 生徒の校外（登下校中）での対応

- ・不審者情報を認識した時点が、生徒の登校途中、下校途中である場合には、一斉メール送信システムを使用し、生徒、保護者へ情報と以下のような注意喚起をする。
 - (1) 遅い時間の帰宅や人通りの少ない道を避け、できるだけ一人にならないこと。
 - (2) 不審者に出会ったら
 - ① 大声で助けを呼ぶこと。
 - ② 近くの民家に逃げ込み、助けを求めること。
 - ③ 直ちに110番すること。

110通報

5 その他

- ・SHR や通信等を活用して、生徒に対して事前に不審者への対応を周知する機会を設ける。
- ・概略については、次頁「不審者侵入時の緊急連携体制（フローチャート）」を参照する。

不審者侵入時の緊急連携体制（フローチャート）

内部情報が含まれるため非公開

クマの出没について

熊による死亡者数は、過去最多を更新するなど深刻な被害が生じている。令和7年9月には岐阜県中津川市の高校生が帰宅途中にクマに襲われ負傷、病院に搬送される事件が起きている。

本校の所在地である茅野市でもクマの目撃情報があり、茅野市のホームページには以下のように目撃情報のあった場所が地図上に表記されている。

<https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/nourin/kumamokugeki.html>



(茅野市ホームページ 「クマ出沒注意！ クマとの遭遇に注意！」 最終検索日 2026. 1. 22)

○未然防止について

- (1)クマを誘引する環境が校地内にないか確認し、必要な整備に努めること。
- (2)生徒や保護者に対してクマ出沒に関する情報収集の方法を周知すること。
- (3)生徒がクマに遭遇した場合の対処方法等を周知すること。
 - ①登下校時は音の鳴るものを携行し、遭遇した場合は付近の民家や（知らない家でも）公共施設に助けを求めること。
 - ②クマに背中を見せず、静かにゆっくりと後ずさりし、大声をあげたり石や棒を投げつけたり走ったりしないこと。
 - ③顔、首、お腹を狙って攻撃してくることを想定して体を守り、うつ伏せになり、両手を首の後ろに回し動かないこと。

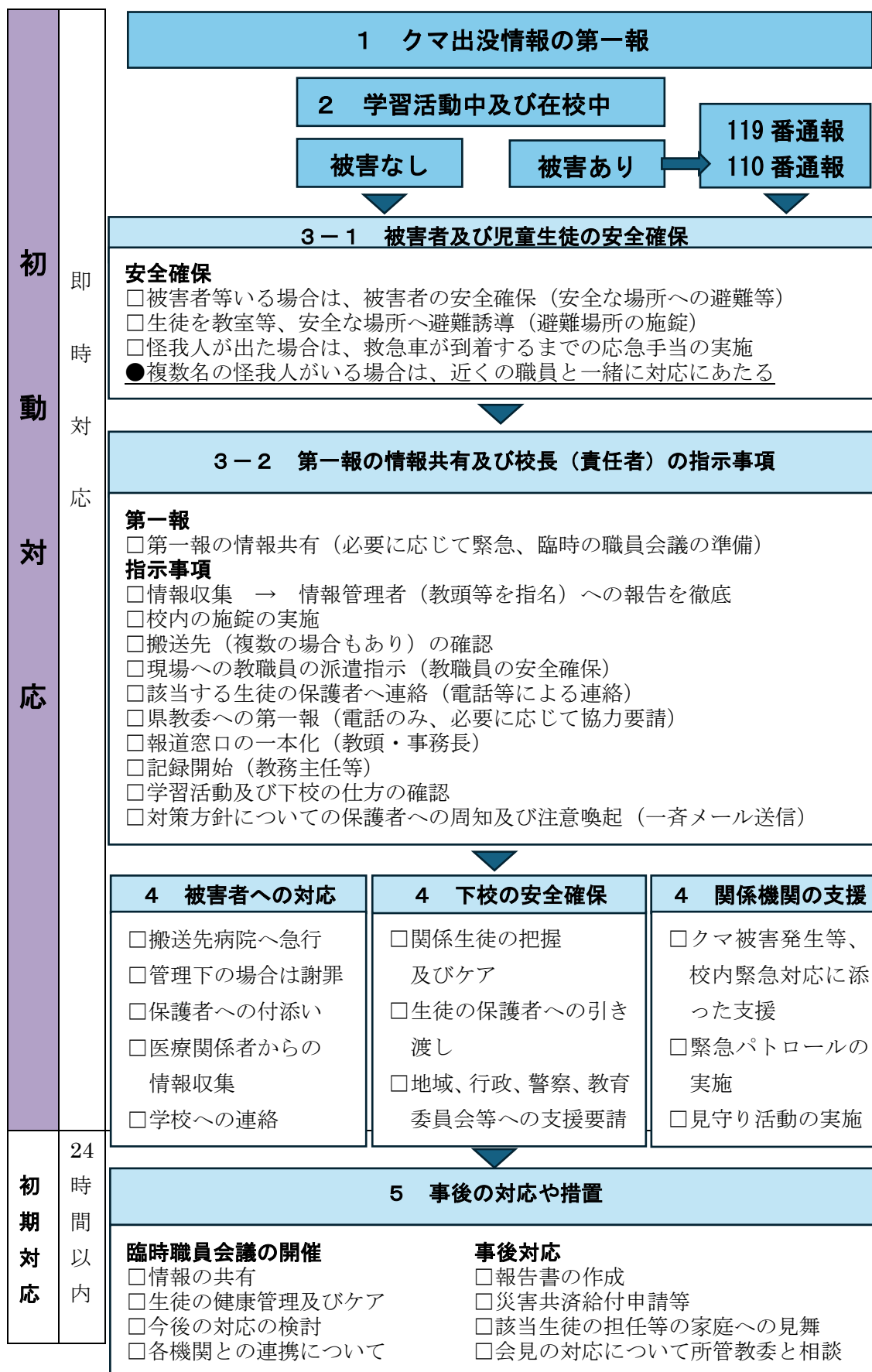


○クマが出没した場合の初動対応、初期対応について

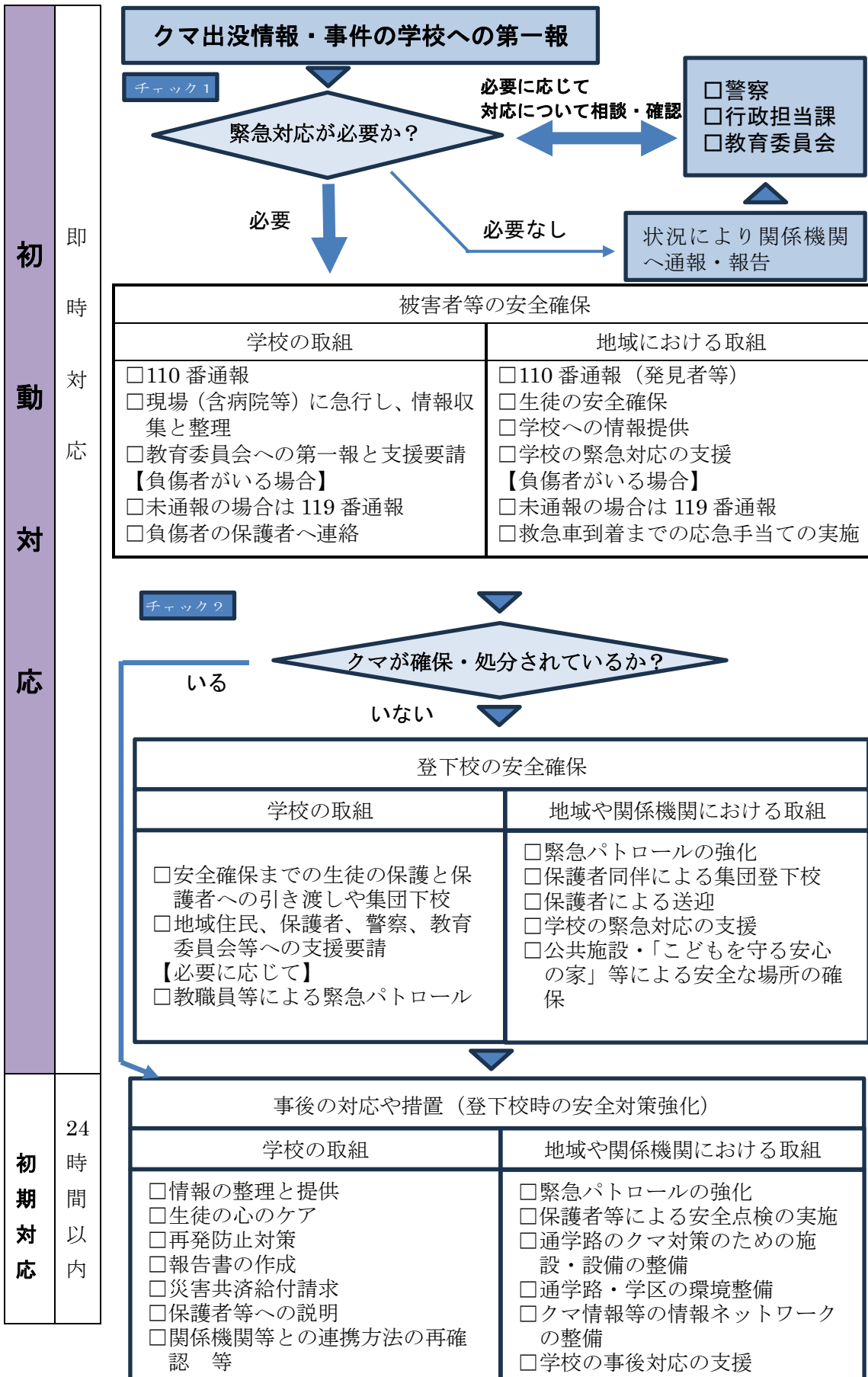
次頁より、万一に備え、初動対応と初期対応について定める。

なお、在校時に本校の生徒や職員が負傷した場合等、必要な場合には「緊急対応チーム」を設置し、「E 授業中の事故」を参考に対処することとする。

■授業中等、在校時にクマが出没した場合の対応



■登下校時にクマが出没した場合の対応



I 感染症

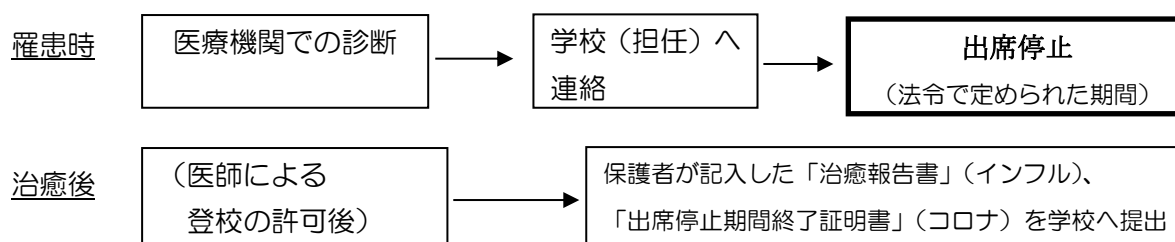
1 出席停止とは

- ・感染症等の罹患による欠席について、学校保健安全法に定める下記の感染症については出席停止の扱いとする。
- ・出席日数、欠席日数のいずれにも加算しない（登校すべき日数から差し引く）。
- ・出席停止の生徒が出た場合、正担任は校務支援システム上に記載すると共に職員に周知する。
- ・医師の発行した治癒証明書（新型コロナウイルス感染症の場合は保護者が証明した「出席停止期間終了証明書」、インフルエンザの場合は保護者が証明した「治癒報告書」）により出席停止の期間を確定する。

2 治癒証明書等の取り扱い

- (1)出席停止の対象となる感染症に罹患した場合、保護者は正担任等、学校へその旨を伝え、以下の手続きを行う。学校はその手続きを経て出席停止の措置をとる。

<学校伝染病の手続き 例：インフルエンザ・新型コロナ感染症の場合>



- (2)次頁の対象疾病については、「出席停止の期間の基準」を経て、生徒が登校する際、生徒もしくは保護者は、インフルエンザについては「治癒報告書」、新型コロナウイルス感染症の場合は「出席停止期間終了証明書」を学校へ提出する。

これらの書類は、生徒もしくは保護者が本校ホームページからダウンロードする（診断書は不要）

掲載アドレス <https://www.nagano-c.ed.jp/chino-hs/index.html>



インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の対象疾病に罹患した場合の手続きについては、問合せに基づいて保健室又は正担任が回答する。

- (3)保護者より担任に提出された上記の書類は、正担任等が登校停止期間を確認、校務支援システム等へ入力後、速やかに保健室に提出する。保健室は県への報告等、必要な措置をとる。

出席停止の扱いをする感染症の種類と出席停止の基準（学校保健安全法施行規則第 18、19 条抜粋）

分類	対象疾病	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ（H5N1） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1 日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ H5N1 を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、その他の感染症 ※1	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※1 感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、RS ウイルス感染症、EB ウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A 型肝炎、B 型肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）、アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症、カンジダ感染症、白癬感染症など

J てんかん

世界保健機関（WHO）の定義では、てんかんは「脳の慢性疾患」で、脳の神経細胞（ニューロン）に突然発生する激しい電氣的な興奮（「過剰な発射」）により繰り返す発作（てんかん発作）を特徴とし、それに様々な臨床症状や検査の異常が伴う、と定義される。

てんかん発作の症状は多彩であるが、ただし、発作の症状はその人ごとにほぼ一定で、同じ発作が繰り返し起こる場合が通例である。

症状の例

- ・ 間代発作・・・いわゆる「けいれん」と呼ばれる手足をガクガクと一定のリズムで曲げ延ばしする
- ・ 強直発作・・・手足が突っ張り体を硬くする
- ・ 欠神発作・・・あるいは非常に短時間の意識消失が突然起こる
- ・ ミオクロニー発作・・・全身や手足が一瞬ピクツとする
- ・ 複雑部分発作・・・感覚や感情の変化、特殊な行動などいろいろな症状があらわれる

対応方法

<落ち着いて行動することが大事>

上記のように、例えば目の前で発作により突然倒れ、呼吸が止まり、顔色が土気色になっていくため最初は慌てやすいが、落ち着いて行動することが必要。

内部情報が
含まれるため非公開

K 熱中症予防

● 熱中症予防の原則

- 1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分・塩分補給を行うこと
- 2 暑さに徐々に慣らしていくこと
- 3 個人の条件を考慮すること
- 4 服装に気を付けること
- 5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和3年5月） 環境省・文部科学省

内部情報が
含まれるため非公開

●環境条件の把握

熱中症の危険を予測するため、教育活動の際には暑さ指数（WBGT）計で計測する。



乾球温度	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	熱中症予防運動指針に基づく本校の対応
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止。
31～35℃	28～31℃	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	直射日光を避け、屋内での運動に変更する等の対応を行う。 激しい運動・持久走などの体温が上昇する運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり、水分・塩分の補給を行う※。 暑さに弱い人、体力の低い人等は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する※。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩・水分補給を行う。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に休憩・水分・塩分補給を行う。

- ・体育館は常時、換気を行う（換気することが難しい競技は、より頻繁に注意を払う）。

※水分・塩分の補給について

水分補給、塩分補給を適宜行うようにする。種類別の特性は以下のようになる。

種類	経口補水液	スポーツ飲料	タブレット
			
予防	◎	◎	○
脱水時	◎	○	×
吸収速度	◎	◎	△
備考	熱中症予防・治療に推奨 (日本救急医学会)	スポーツ時に塩分濃度0.1～0.2%を推奨 (日本スポーツ協会)	推奨 (日本学校保健会)

●救急車を要請する場合

- ・緊急時連絡体制に従って対応する。
- ・救急車同乗者は、事故の状況の説明を求められるため、基本的には事故発見者（や第一報告者）とする。（過去の他校の事例から、熱中症に関しては、クラス内で複数の生徒が連続して発生する可能性があるため、正担任が救急車に同乗することでその後の対応〈保護者への連絡等の対応〉に支障を及ぼす可能性を防ぐため、正担任は同乗を避けることが望ましい。副担任や学年付職員または他の職員が同乗する）。

L 海外渡航・留学中の事故

現時点では本校主催の海外研修や海外修学旅行は計画されていないが、今後計画、実施する場合には別途事故や危機に備えたマニュアルを作成、整備する必要がある。

一方、本校主催ではないものの、本校生徒が留学や海外研修、個人旅行等で海外渡航することは家庭（保護者）の責任において実施されるべきものであるが、海外における万一の状況の発生に備え、事前及び事故等が発生した場合には、次のような対応をする。

- (1)文部科学省総合教育政策局が策定した「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」の「生徒／保護者向け」を渡航前に該当の生徒、保護者へ周知する。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/048/toushin/mext_01475.html

- (2)万一に備え、各家庭より「海外渡航届」を、渡航前に正担任を経由して学校長あてに提出することを勧奨することとする（次頁参照）。

- (3)本校の生徒が海外渡航中に重大な事故が発生した場合には、それが家庭（保護者）の責任による私的なものであっても、「緊急時連絡体制」及び「危機対応チーム」を準用する。

なお、留学や海外研修をした場合の単位認定や欠席の扱いについては、本規定とは別の扱いとする。

海外渡航届

年 組 生徒氏名

保護者氏名

下記の通り【 ①留学、 ②個人・家族旅行、 ③その他 】で海外渡航しますので届出ます。
万一に備え、下記の各種の連絡先は本届の写しをとるなどして使用できるようにします。

	海外渡航期間	年 月 日～ 年 月 日（帰国予定日）
	同行者氏名（いる場合）	
	主な渡航先国名	
	渡航先国の危険情報※1	
① 留 学 す る 場 合	留学先学校 名称	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	
	連絡先 責任者氏名	
	責任者メールアドレス	
	宿泊滞在先 住所	
	電話番号	
	メールアドレス	
右 記 を 使 用 す る 場 合	旅行会社又は現地エージェント名	
	渡航中の担当者名	
	担当者 電話番号	
	メールアドレス	
	滞在国の日本国大使館又は 総領事館の住所 ※2	
	電話番号	
	メールアドレス	

※1 外務省海外安全ホームページを参照。<https://www.anzen.mofa.go.jp>

※2 外務省ホームページ「在外公館リスト」を参照。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

M 光化学オキシダント注意報発令時

1 注意報等発令時の情報伝達方法

- (1) 環境部水大気環境課から電子メールにより各学校に連絡。
- (2) 市町村から防災無線により連絡。
- (3) 保健厚生課から注意報等発令地域の校長に緊急連絡網を活用して電話連絡。
- (4) 夜間、休日でも対応できるように校内の連絡体制を整備。

2 学校での緊急対応

(1) 注意報等発令時の対応

- ①体育等授業時間内の運動の他、クラブ活動など状況に応じ屋外での運動を中止する。
- ②休日等において発令された場合は、校庭や運動場に生徒がいないか確認する。

(2) 発生時の下校について

帰宅後にうがい、洗顔を行うよう指導し、通常どおり下校させる。

N 北朝鮮ミサイル発射への対応

標記の事態があった際の対応は、大規模な自然災害が発生した際の対応に準じる。が、情報が混乱し、被害状況や公共交通機関の運行状況等の状況把握、また一斉メールシステムや生徒から家庭への電話連絡等、通信手段等が確保されているかについて確定的でないことに留意する。

1 登校前、登校時にミサイル発射があった場合

- (1)交通機関がストップする状況を踏まえ、無理に登校を促すのではなく、その時点の各自の状況（在宅、移動中、登校済み等）で安全確保をする。
- (2)緊急事態の収束（落下地点が明確になった後）を把握した上で、短縮授業、休校等の判断をして、一斉メール送信システムやHP、クラス連絡網等で連絡する。

2 授業時間帯にミサイル発射があった場合

- (1)Jアラートの指示に従い、生徒・職員の全員が建物内に避難する。この際、窓ガラス等、破損による怪我の原因になるような物の付近にいないことを徹底する。
- (2)教職員を含めた全員の避難、怪我人の有無、状況を確認する。
- (3)緊急事態の収束を把握し、交通機関の状況を踏まえ、通常授業か短縮授業等にするか判断し、一斉メール送信システム等により保護者へも周知する。

3 放課後にミサイル発射があった場合

- (1)校内にいる生徒・職員に関しては、Jアラートの指示に従い、全員建物内に避難する。
- (2)帰途についている生徒に関しては、その時点の各自の状況で安全確保をする。
- (3)緊急事態の収束を把握し、交通機関の状況を踏まえ残っている生徒の帰宅方法を確認し下校させる。一斉メール送信システム等により、学校の状況、対応について保護者にも周知する。

○ 行方不明者や自死事案等

避けなくてはならない事態（自死事案）が万が一発生してしまった場合には、重大危機の発生ととらえて、「緊急対応チーム」を設置する。行方不明の生徒が生じた場合や、事件や事故による死亡者が出た場合にもこの対応に準じる。

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

〈参考〉 緊急対応チーム組織図とその役割

内部情報が含まれるため非公開

P 虐待（含むネグレクト〈養育放棄〉）

1 虐待とは

文部科学省「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き（令和2年6月改訂版）」（以下『手引き』と略）によると、次のような4種類に分類される。

身体的虐待	幼児児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くあります。
性的虐待	性的な満足を得るためにわいせつな行為をしたりさせたりすること。直接的な性行為だけでなく、子供をポルノグラフィーの被写体にするなども含まれます。
ネグレクト	心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子供を遺棄したり、置き去りにしたりするといった行為を指します。
心理的虐待	子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供の存在を否定するような言動が代表的ですが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もあります。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、当該子供への心理的虐待に当たります。

2 学校、教職員の役割

児童虐待防止法等の法令によると、学校・教職員には次のような役割が求められる。

- (1) 虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条第1項】
- (2) 虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【第6条】
- (3) 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第5条第2項】
- (4) 虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）【第5条第5項】

本校では(2)にあるように校内及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを生徒に紹介し、それ以外の校外の相談窓口についても生徒手帳に記載し、また折に触れて一斉メール送信システムを使って周知している。また授業や各種の講演会等を通じて、(4)についても実施している。

また、学校という特質上、健康診断や通常の授業、部活動指導や各種の相談やアンケート等において虐待を疑われる事案について、早期発見につなげやすい（(1)早期発見）面がある。

本人からの訴えや相談、また日常の観察や別添の「虐待リスクのチェックリスト」に基づいて、虐待が疑われる場合には、管理職や生徒支援係、当該学年で対応を協議する。

3 虐待通告

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

Q 自傷行為

・生徒のリストカット（WC）やアームカット（AC）等を見聞きした場合は以下のように対応する。

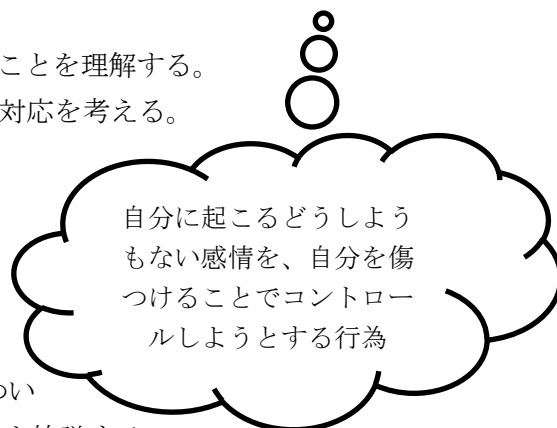
1 基本的な考え方

- ・生徒が問題にはまっている状態にあることのサインと考え、生徒が発する何らかのメッセージと捉える。
- ・生徒にとり WC や AC は、1つの解決手段であることを理解する。
- ・職員間で情報の共有をはかり、該当生徒について対応を考える。

2 具体的対応

(1) WC・ACの生徒を見つけた場合。

- ・傷が新しいものか古いものかを見る。
- ・発見した職員は、担任、養護教諭・生徒支援係に連絡し、生徒支援係は関係職員と生徒の対応について検討する。必要に応じて学年会、職員会で対応を協議する。
- ・生徒の会話の中で WC・AC の話題が出たのを聞いた場合も、生徒支援係まで連絡する。



内部情報が含まれるため非公開

Q 外部からの問い合わせ及び不当要求

1 外部からの電話対応について

(1) 外部からの問い合わせに対して、生徒や職員の氏名及び、住所、電話番号は教えない。

外部から生徒に電話連絡があった場合、内容等により必要な場合は保護者にも連絡する。

「どうしても電話口に」という場合は、当方から連絡する、又はさせるということで電話をかけてきた人物の折り返しの電話番号を聞いて、一度切る。

電話をかけてきた人物が名乗らない場合、また折り返しの電話番号を言わない場合には、事件性が疑われる。記録を残し、生徒指導主事と教頭→校長に報告する。

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

3 不当要求への対応について

近年、学校をはじめ官公庁に対して不当な要求をし、業務を妨害する、または業務に支障を及ぼす事例が存在する。

内部情報が含まれるため非公開

(参考)

- ・刑法 222 条（脅迫）
生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。
- ・刑法 249 条（恐喝）
人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。
- ・刑法 223 条（強要）
生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。
親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。
- ・刑法 230 条（名誉棄損）
公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。
- ・刑法 231 条（侮辱）
事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。
- ・刑法 233 条（信用毀損及び業務妨害）
虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

S 情報セキュリティ

本校の情報セキュリティは、「長野県立学校情報セキュリティポリシー」に基づき行われる。

1 情報インシデント（事件事故）の未然防止

(1) 自己点検の実施

- ・本校の情報化推進担当者による自己点検及び教育情報セキュリティ管理者（校長）による監査を実施する。
- ・教育情報セキュリティ責任者（高校教育課長）の依頼に基づいて、自己点検の結果を報告する。

(2) 情報セキュリティ研修の実施

- ・「県立学校情報セキュリティ研修実施要項」に基づき、すべての対象教職員が研修を実施する。
- ・校内において自主的な情報セキュリティ研修を実施する。

例) 事例を紹介した対策動画を教職員が視聴し研修

「パソコンに警告画面！これが詐欺の手口だ！」 https://youtu.be/I7I_XA5UI58

(3) 「教育情報セキュリティポリシー対策基準」の保存、周知

- ・本校の職員がセキュリティ対策の基準等を確認できるようにするため、標記の文書を校内共有上に保存し、周知する（非公開につき取扱厳重注意）。

(4) 「個人情報の管理・守秘義務等のチェックリスト」の活用

- ・(3)(4)の概要は以下のものであるが、職員は標記のチェックリストで確認を行う。

①業務以外の目的での使用の禁止

②校務用端末への無許可ソフトウェアのインストール禁止

ア 教職員は、パソコンやモバイル端末に無断でソフトウェアを導入してはならない。

イ 教職員等は、業務上の必要がある場合は、統括教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者の許可を得て、ソフトウェアを導入することができる。なお、導入する際は、教育情報セキュリティ管理者又は教育情報システム管理者は、ソフトウェアのライセンスを管理しなければならない。

③校務用端末は、登録者以外の使用禁止

④机上の端末等の管理

教職員等は、離席時のパソコン、モバイル端末のロックや電磁的記録媒体、文書等の容易に閲覧されない場所への保管等、適切な措置を講じなければならない。

⑤パスワードの取扱い

パスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。

⑥校務用端末は、毎日、必ずシャットダウンすること

⑦警告画面が出たら、端末側のLANケーブルを抜くこと

⑧重要性分類Ⅲ以上の情報資産について、クラウドへの保存禁止

- (5) 重要性区分Ⅲ以上の情報資産を保存した情報機器（PC等）や可搬記録媒体を管理場所から持ち出す場合は、管理職の許可を得て行うこと（管理台帳を使用すること）。

【個人情報の管理・守秘義務等のチェックリスト】

※ 該当するものにチェックしてください。

内部情報が含まれるため非公開

【校務用端末及び指導者用端末（以下、端末）に関わる情報セキュリティチェックリスト】

次の項目 1～7 について確認したら チェックしてください。

内部情報が含まれるため非公開

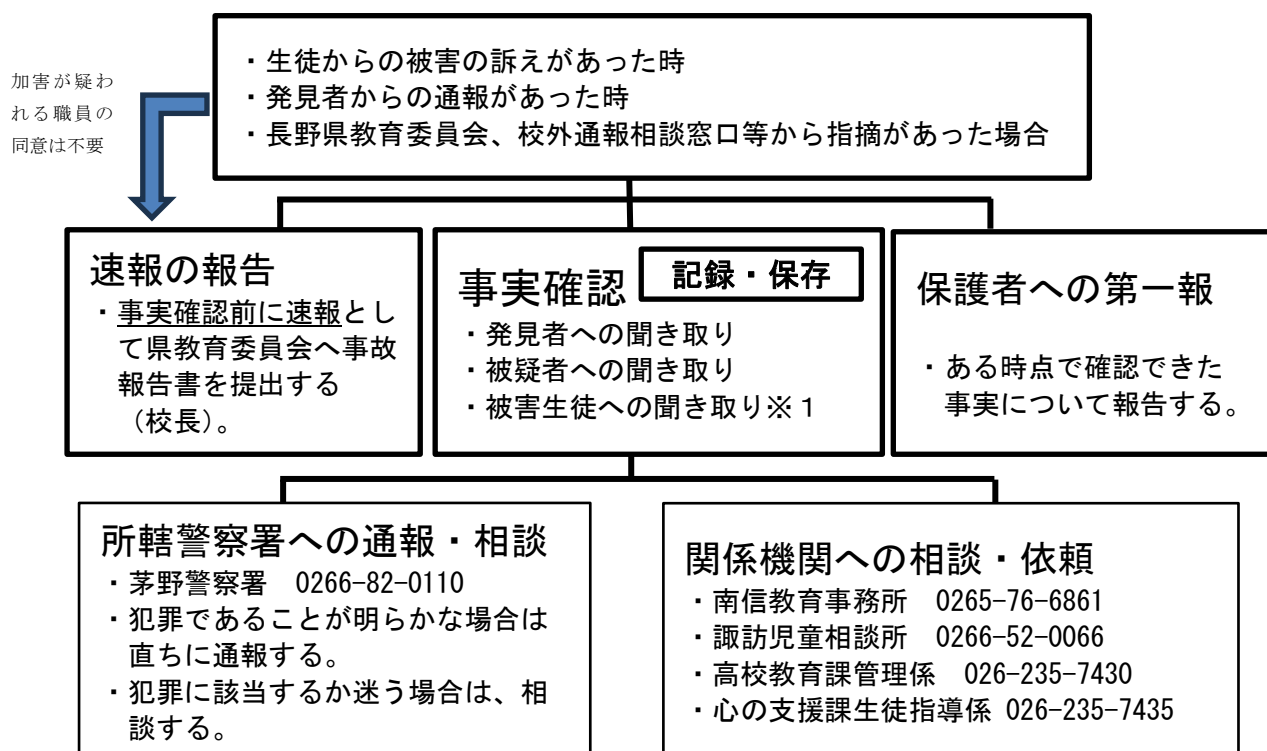
T 職員による非違行為への対応

本校では、職員による非違行為等の防止について、「『わいせつ行為』防止について」「茅野高校コンプライアンスマニュアル」等を定め非違行為防止につとめている。「『わいせつ行為』防止について」においては、校内外の通報相談窓口を記載し、さらに本校ホームページへも掲載するなどして生徒・保護者へ周知しているところである。

職員による非違行為は、生徒に対するわいせつ行為のみを指すのではなく、下記のようなものが例示できる。

- ・生徒に対する非違行為関係（わいせつな行為等、体罰、その他の学校事故）
- ・一般サービス関係（欠勤、虚偽報告、兼職兼業違反、個人情報紛失、流出、ハラスメント等）
- ・公金等取扱い関係（横領、窃取、紛失、公有財産の損壊、公金の不適正処理）
- ・公務外非行関係（刑法等違反）
- ・交通事故・交通法規違反関係（飲酒運転、人身事故、物損、速度超過等）
- ・監督責任関係

1 事案が発生した場合、事案の発生が疑われる場合の初期対応



※1 被害生徒への聞き取りに際しては、二次被害や記憶のゆがみを防ぐため、初期対応としては「最小限の聞き取り」ととどめること。必要なら SC や SSW を活用すること。

2 緊急対応チームの設置について

これらの非違行為の発生によって、生徒や教育活動への影響が大きいと判断される場合には、「緊急対応チーム」（事件事故対策本部）を設置する。職員による非違行為であるため、「緊急対応チーム」の構成員については配慮が必要な場合がある。

U 多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について

- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令が交付（令和5年12月28日）、令和6年4月1日より施行された（以下「施行規則」と略）。概要は下のようなものである。

1 学校教育法施行規則改正（令和6年4月1日施行）

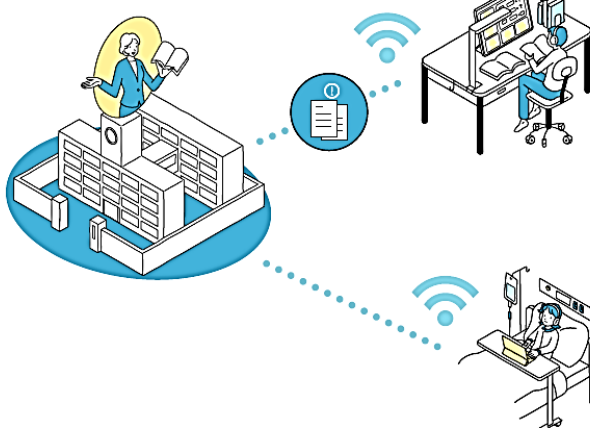
(1) 不登校生徒等向けの通信教育の実施（施行規則第88条の4関係）

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（「不登校生徒」）、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（「病気療養中等の生徒」）その他特別の事情を有する生徒を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて通信教育を行うことができる。

(2) 修得可能な単位数に関する規定の整備（施行規則第96条関係）

不登校生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で遠隔授業を履修し、修得する単位数、上記（1）の方法により修得する単位数及び全日制課程の生徒が自校又は他校の通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位数までとする。

※病気療養中等の生徒に対する遠隔授業及び通信教育については、現行の遠隔授業と同様、単位数の制限無く行うことができる



（文部科学省ホームページ 改正概要 https://www.mext.go.jp/content/20240213-mxtkoukou01-000033989_5.pdf）

- ・このことは危機管理上の危機とは言えないものの、欠席が続く理由として虐待（ネグレクト〈養育放棄〉を含む）や家出、行方不明等の危機事象と関わる可能性もあることから、念のためにここに表記する。

- ・「高等学校における多様なニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現」（以下「多様なニーズに対応した学び」）について、「施行規則」において「各学校長の判断により実施可能とするものであること」と実施の可否は各校に任されている。その上で本校では以下のように対応する。

1. 基本的な考え方

- ・本校は全日制の普通科の高等学校であり、学習意欲はありながらも登校することができないと本校が認めた生徒について、「施行規則」等を参考に一定の範囲内、一定の条件で授業が行われている場所（教室等）の外で行われた生徒の学びについて、その学びの内容によっては、一定期間欠席扱いとはしないしくみを設ける。欠席扱いとしない、とは自動的に進級や卒業を保証するという意味ではない。それは登校して現に授業が行われている場所（教室等）で授業に出席している生徒が、授業への出席のみをもって自動的に進級や卒業が保証されていないのと同様である。

2. 方法及び手続きについて

- ・「多様なニーズに対応した学び」については、制度上「学習意欲はありながらも登校することができない生徒」を対象としている。本校が対象者を認定しようとする場合には「学習意欲があるかどうかについては、それまでの学習成果や主体的に学習に向かう姿勢等、客観的な事実に基づいて認定し、また実施にあたっては当該家庭に説明し、「同意書」の提出を要することとする。また、生徒や家庭の状況は個別に異なり、プライバシーに関わることから、その方法や手続き等については、一般には公開しないものとする。

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

内部情報が含まれるため非公開

(参考) 緊急時の対応例 (見落としを防ぐための備忘録)

項目	確認・対応内容	担当
確認事項	(1) 事故状況の把握 (生徒事故対応チェックリストによる) When Where Who What Why How 現在の状況 対処方法と対応者	部活動顧問 クラス担任 養護教諭
	内部資料のため非公開	
	(3) 救急車要請 事故目撃の時刻と目撃者名 救急車移送を依頼した者の氏名と時刻 救急車が来るまでの措置内容と措置者名 救急車による移送時の同乗者 病院での状況	教頭、養護教諭 本人 (第一発見者 部活動顧問 等) 同乗者本人
	(4) 保護者への連絡 Who When Where What	正担任 部活動顧問
	(5) 部活動状況 活動の年間計画と当日の活動計画 保健・安全管理上の配慮 (健康観察と相談、準備運動、事前指導等)	部活動顧問
内部資料のため非公開		
今後の対応	(1) 警察署・地域との対応	校長、教頭、生指主事
	(2) 日本体育健康保健センターへの申請	養護教諭
	(3) P T Aへの説明	校長、P T A係
	(4) 生徒の健康チェックと留意事項の確認	養教、担任、顧問
	(5) 指導体制、救急体制、施設・設備の検討	全職員
内部資料のため非公開		

(参考) 事故対応チェックリスト

対応者

発生日時 令和 年 月 日 () 時 分

傷病者 年 組 氏名 男・女 (歳)

発生の状況

発生場所

発生の状況と原因 (何をしていて、どうなったか、目撃者)

傷病者の症状 (怪我の程度・部位等)

- ・ 胸骨圧迫の実施の有無【有・無】
- ・ AEDの使用の有無【有・無】使用回数 (回)、使用時刻 時 分

医療機関への連絡 (状況に応じ選択)

- ・ 保健室 (内線 3 3) 時 分
- ・ 病院へ連絡 時 分 受診病院名
- ・ 救急車の要請 時 分、搬送先病院名

家庭への連絡

連絡をとった相手 連絡

連絡がとれた時刻 時 分

連絡内容

内部資料のため非公開

内部資料のため非公開

・ 正担任への連絡 正担任 時 分

内部資料のため非公開

